



# 外来魚 撲滅大作戦!!



オオクチバスのいない<sup>おとなし</sup>音無<sup>ち</sup>湿地<sup>ち</sup>を目指して

嘉瀬川ダムでは、生態系の復元のため「<sup>おとなし</sup>音無<sup>ち</sup>地区」に湿地を整備しましたが、整備後わずか2年で、特定外来生物に指定されている「オオクチバス（ブラックバス）」が侵入・増加しています。

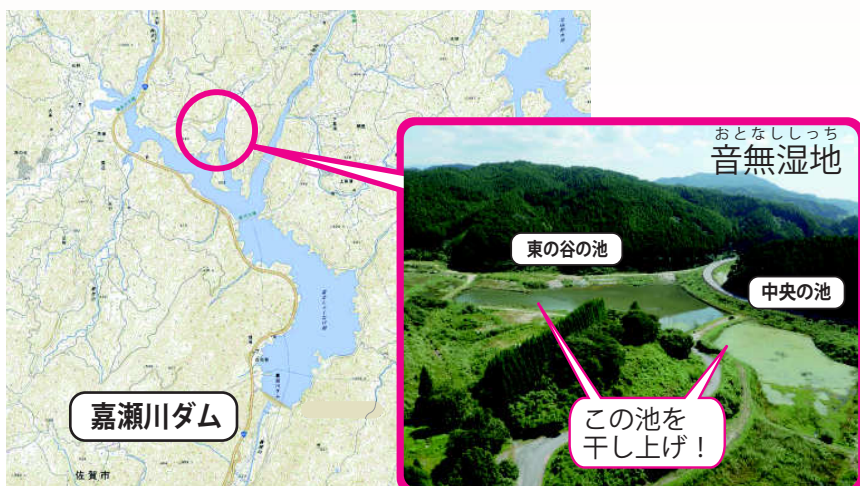
オオクチバスによるオイカワやドジョウ等の在来生物への影響を最小限に抑え、<sup>おとなし</sup>音無<sup>ち</sup>湿地の生態系を保全するために、早期の対策が必要です。

そこで、池の干し上げを行って、オオクチバスを含む外来魚の一斉駆除を実施します。

日時：2014年11月14日（金） 10時～15時  
15日（土） 10時～15時

※天候によっては変更する場合があります

場所：嘉瀬川ダム<sup>おとなし</sup>音無<sup>ち</sup>湿地



## オオクチバス（ブラックバス）ってどんな魚？

北アメリカ原産の全長30～50cmになる淡水魚で、水生昆虫や甲殻類、自分の体長の半分ほどもある魚類も食べてしまう動物食性です。もともと釣り（スポーツフィッシング）や食用の対象魚として世界各地に移入され、今では日本各地の河川や池に見られ、在来の魚を食害し、生息数や生態環境に著しい被害を与えています。



中央の池



東の谷の池

## 注意事項

- 見学希望の方は、当日で自由にお越しください。
- 見学を希望される方は、汚れても良い服装でお越しください。
- むかみに足を取られることもあります。お子さまが見学される場合は安全には十分ご注意ください。
- 昼食は各自で持参ください。
- ゴミは各自でお持ち帰りください。

お問い合わせ

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

住所：〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1番34号

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

住所：〒840-0522 佐賀県佐賀市富士町大字畑瀬1番1号

管理第二課

電話：0952-41-8801 FAX：0952-41-8802

嘉瀬川ダム管理支所

電話：0952-51-8321 FAX：0952-51-8323

# 外来生物とは

もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域から入ってきた生物のことを指します。

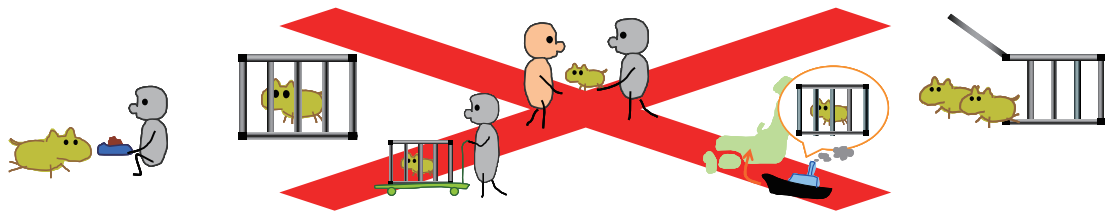
日本の野外に生息する外来生物の数は2,000種を超えるといわれています。これらは、意図的・非意図的に関わらず、日常的に外国などからやってきます。

外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。一方で、定着（帰化）している・していないに関わらず地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを侵略的な外来生物といいます。

外来生物法では生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を**特定外来生物**として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制すること、野外にいる特定外来生物の防除を進めることで侵略的な外来生物の被害を防止することを目的としています。

特定外来生物のうち魚類については、オオクチバスやブルーギルなどが特定外来生物に指定されています。

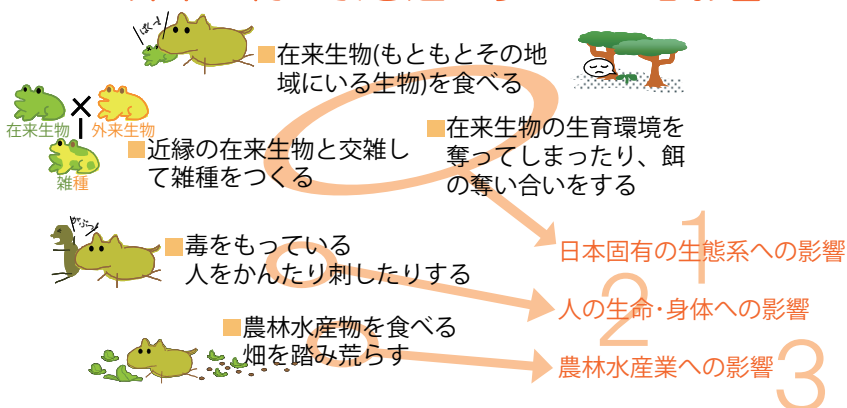
## 特定外来生物は 飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと



### などが原則として禁止されます

※これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

## 外来生物が引き起こす3つの悪影響



## 釣りをする際の注意点

### 釣り大会などで...

- 外来生物法は釣りをすること自体を規制するものではありませんが、次の注意が必要です。
- 釣ったオオクチバスなどは、釣り大会終了後は生きたまま保持することはできません。(外来生物法で規制される**保管**に当たります)
  - 釣ったオオクチバスなどを湖周辺道路など釣った湖沼・河川の外に持ち出したり、釣った湖沼や河川の一定水域以外の湖沼・河川に運び移す行為は認められません。(外来生物法で規制される**運搬**に当たります)
  - 釣ったオオクチバスなどの取り扱い、最後まで釣り人自らが行わないといけません。(最終処理を大会主催者等に任せることは、外来生物法で規制される**譲渡し**等に該当します)

## 外来生物被害予防3原則

～侵略的外来生物による被害を予防するために

- 1. 入れない**  
～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に**入れない**
- 2. 捨てない**  
～飼っている外来生物を野外に**捨てない**
- 3. 拡げない**  
～野外にすでにいる外来生物は他地域に**拡げない**

### キャッチ&リリース

釣った魚をその場で放すいわゆる「キャッチ&リリース」は外来生物法では規制されません。ただし、自治体によっては独自に「キャッチ&リリース」を条例で禁止している場合があるので注意が必要です。

※佐賀県では「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」により禁止されています。